

\*\*\*\*\*

令和 3 年 第 6 回 臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号（11月30日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	2
○閉 会 宣 告	4

### 令和3年第6回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11月30日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 11月30日 1日間  
第 3 議案第1号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例
- 

○出席議員 (14名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 元井晴奈君 | 2番  | 北條隆男君  |
| 3番  | 高松克年君 | 4番  | 中瀬実君   |
| 5番  | 金子益三君 | 6番  | 中澤良隆君  |
| 7番  | 米沢義英君 | 8番  | 荒生博一君  |
| 9番  | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君  |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君  |
- 

○欠席議員 (0名)

---

○遅参議員 (0名)

---

○早退議員 (0名)

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |    |   |       |      |       |
|----|---|-------|------|-------|
| 町  | 長 | 斉藤繁君  | 副町長  | 佐藤雅喜君 |
| 教育 | 長 | 服部久和君 | 総務課長 | 宮下正美君 |
- 

○議会事務局出席職員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 深山悟君  | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 |    |       |

午前10時00分 開会  
(出席議員 14名)

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和3年第6回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 次に議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は11月29日に告示され、本日議案等の配布を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案1件であります。

本臨時会の説明につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 中 瀬 実 君

5番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第1号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第1号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告に基づく町職員給与等の改正条例については、今回の改正対象となる期末手当の支給率について、一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員の支給率については、関連性を持っていることから、昨日の臨時町議会において、特別職に関する条例改正と併せ、一括上程として説明をさせていただきましたが、議決結果としては、一般職員、再任用職員および特別職については、原案可決、会計年度任用職員については、原案否決とされたところであります。

昨日の議案説明の中でも申し上げましたが、会計年度任用職員に対する期末手当の支給率については、当該条例の規定中、町職員の支給率を引用していることから、昨日の議決結果を受け、現状、関係条例上の規定に不整合が生じており、会計年度任用職員を含め、地方公務員に対する給与等については、条例に基づいて支給されなければならないとされている根本原則に照らすと、会計年度任用職員に対する期末手当支給根拠が不当な状況となっているところであり、来月に支給日を迎える12月期末手当を正当に支給するためには、支給基準日前において、会計年度任用職員給与条例の一部を改正することが必要となるところであります。

そのため、今回の改正に当たっては、昨日の討論の内容、議決結果を踏まえ、会計年度任用職員に対する期末手当については、引き下げを行わず、現行の支給率とし、昨日改正された職員給与条例の引用部分のみの改正を行い、条例の整合性を図った上で、会計年度職員に対する12月期末手当を支給しようとするものであります。

なお、令和4年度以降の期末手当の支給率の見直しについては、一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員全体

の中でバランスを図り、関連性を持ちながら制度設計していることを鑑み、現時点では今後の議会において、改めて条例提案を予定しているところであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第1号をご覧ください。

議案第1号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1条、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和3年上富良野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第22条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第1号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(村上和子君)** これにより議案第1号について質疑に入ります。

5番金子益三君。

**○5番(金子益三君)** 2点ほどお伺いさせていただきます。

昨日の議案第4号によりまして職員及び再任用の方の部分の計数が新しくなって、会計年度任用職員のこちらの方の係数とずれがあるということでこのような提案されてはおりますが、そこで伺いたいのが、まずこの今までは前回の改定前の職員の給与の100分の127.5からいわゆる会計年度任用職員の期末手当の100分の72.5というように引用されておりました。

今回、職員の方の部分が変わりまして100分の112.5に改まっておるのですが、そこで会計年度任用職員の期末手当のケースについては、変わらない100分の72.5になっているということで、今まででしたらば、そもそもの職員の大部分と合わさった中で、この会計年度任用職員の期末手当の基準になっていたんですが、これによりまして、会計年度任用職員は変わらず独立ということであれば、例えば今後において、人事院勧告において、例えばですが、職員の賞与また、給与等について、下方修正ではなくて、上方修正がなされたときというのは、今までの条例でありますれば、しっかりと職員の給与、賞

与等の条例と、給与条例に変わること、連動がされておりましたが、今回このように分けて区切って会計年度と職員と分けることによって、例えば職員が上がる時は、会計年度また別なことになってしまうということがあるのかどうか。今まででしたら当然並行で上がっていったり下がったりするってのが考えられたんですが、今回このようなことによって、会計年度は独立してしまうことがあるのかないのか。まず1点ということ、もう一つが、昨日この第4号、第5号について理事者部局とそれから職員組合等の中でしっかりと話し合いが持たれて、来年の6月の手当で大きく引かれるよりは、今回の12月と来年の6月以降とある程度均等に下げられるということが望ましいということで、労使交渉がうまく話し合いが持たれた中でのご提案だというふうには伺っておりますが、仮に今回、会計年度任用職員の部分がですね、このように12月の期末手当をいじらないということであれば今、課長の方から今後においてはまた新たな制度設計をしていくというお話がありましたが、必ず可能性として、来年の6月に一定程度この今回の削減幅を含んだ減額があるかもしれないということも考えられるということではよろしいのか、この2点についてお伺いいたします。

**○議長(村上和子君)** 総務課長答弁。

**○総務課長(宮下正美君)** 5番金子議員からありました2点の御質問の部分でございます。

まず1点目のいわゆる今回この会計年度任用職員の分の率を職員の部分との外してやることによって今後どうするんだということの考え方かと思いますが、こちらにつきまして先ほど説明の中でも後段で述べさせていただきましたが基本は会計年度任用職員までバランスをとった中で私どもは制度設計をしたというふうに思っておりますので、今後の本日はあれですけども来年以降の部分につきましてはそれを基本に今後の議会の中で改めて提案をさせていただくということで、現状は予定をしているところでございますので、会計年度において職員だけ今独立して何かをするということではなくて、12月は昨日の議論経過を踏まえて、引き下げはしないで支給するというので、提案させていただきましたが今後についてはちょっと元に戻すということを基本に今協議をして、後日、多分3月の一定のときになるとは思いますが条例提案を予定をしているところでございます。会計だけを別扱いで処理ということで今想定はしていないということで、ございます。

あと2点目の、いわゆる今回こうしたことにより、会計年度任用職員分を6月に引くのかという国のどおりでやるのかということですが、こちらにつきましては、今言ったようにあくまでも、今回については職員含めて12月

に整理をして、4年度からは下がった、そのままさかのぼって引くってことはしませんということなので、一応今回この会計年度任用職員さんについては変な先払いしましたので6月引くのかという議論もありますが、うちの時点ではその分は、引くということは想定はしていないということで今回下げないで払ってそれで今回は終わるということで条例提案は予定をしているところでございます。

以上です。

**○議長（村上和子君）** 他にございませんか。

なければこれより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和子君）** ないようでございますので、これをもって討論を終了します。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、議案第1号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

**○議長（村上和子君）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第6回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時14分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和3年11月30日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 中瀬 実

署名議員 金子 益三